

遠別町空き家・空き室バンク物件登録の流れ

(「空き家・空き室」の売買・賃貸を希望する方)

- 登録対象物件 個人が所有する町内の戸建て住宅及びアパート等の一室
- 登録期間 登録日から6ヶ月
- 提出する書類
 - ・遠別町空き家・空き室バンク物件登録申込書(様式第1号)
 - ・遠別町空き家・空き室バンク物件登録カード(様式第2号)

1	空き家・空き室 物件の登録申込	<p>①遠別町ホームページから、次の様式をダウンロード・印刷し、必要事項を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・遠別町空き家・空き室バンク物件登録申込書(様式第1号)・遠別町空き家・空き室バンク物件登録カード(様式第2号) <p>②①の申込書類は、住民課生活広報係に直接お持ちいただくか、または郵送してください。</p>
---	--------------------	---



2	審査・登録決定	<p>①申込書類の審査及び現地確認の結果、登録を認める場合</p> <ul style="list-style-type: none">・遠別町空き家・空き室バンク登録完了通知書(様式第3号) <p>を通知します。</p> <p>②審査の結果、登録が適当でないと判断された場合 住民課生活広報係からその旨連絡をいたします。</p>
---	---------	---



3	空き家・空き室 登録情報発信	<p>○遠別町ホームページにて掲載</p> <p>公開内容は、登録番号、物件の所在地、物件の種類、価格、物件の概要、写真など。空き家・空き室バンク利用登録者以外でも閲覧・照会可能です。</p> <p>所有者等個人情報のほか詳細については、バンク利用登録者のみに情報提供します。</p>
---	-------------------	--

4	利用登録者の情報提供・交渉、契約の流れ	<p>①利用登録者から交渉の申出があった場合、まず、住民課生活広報係から所有者（管理者）にその旨連絡いたします。</p> <p>交渉の承諾をいただいた後に、所有者（管理者）の氏名、連絡先を利用登録者に教えます。</p> <p>②情報提供後の交渉、契約等は、当事者間で行っていただきます。</p> <p>③必要に応じ、交渉経過を住民課生活広報係に連絡してください。</p> <p>④交渉が終了後、その結果（契約の成否）をご報告ください。</p> <p>⑤契約が成立した場合は、次の書類を直接または郵送で提出し、登録物件の契約報告を行ってください。</p> <p>・遠別町空き家・空き室バンク物件契約報告書（様式第12号）</p>
---	---------------------	---

■登録内容の変更

空き家・空き室物件の登録内容に変更があった場合は、**遠別町空き家・空き室バンク物件登録変更申込書（様式第4号）**を住民課生活広報係に提出してください。

■登録物件の取消し

登録物件を取消したい場合は、**遠別町空き家・空き室バンク物件登録取消し申込書（様式第5号）**を住民課生活広報係に提出してください。

■物件登録の更新

登録期間は、登録日から6ヶ月です。

登録期間を経過したときは、物件登録を取消し、**遠別町空き家・空き室バンク物件登録取消し通知書（様式第8号）**を通知します。

登録の更新を希望する場合は、改めて**遠別町空き家・空き室バンク登録申込書（様式第1号）**に必要事項を記入し、住民課生活広報係に提出してください。

■その他

ご不明な点やご相談がありましたら下記あてにご連絡ください。

※遠別町ホームページから、申込書書式のダウンロードができない方は、遠別町住民課生活広報係まで直接来ていただくか、ご連絡いただければFAXまたは郵送いたします。

お問い合わせ先

〒098-3543 北海道天塩郡遠別町字本町3丁目37番地

遠別町役場住民課生活広報係 電話：01632-7-2113 FAX：01632-7-3695

E-mail：seikatsu.kouhou@town.embetsu.hokkaido.jp